

西相発第 100000009 号

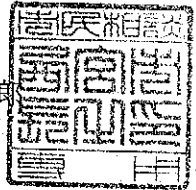
令和 6 年 9 月 2 日

(2024 年)

兵庫県保険医協会 西宮・芦屋支部

伊賀 幹二 様

西宮市長 石井 登志郎



ながらスマホに関する要望書に対する回答について

平素から本市行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年（2024 年）7 月 31 日にいただきました要請書につきまして、別紙のとおり回答します。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q1 多くの人が、特に夜間に自転車スマホをしている状況を市は把握しているか？

(回 答)

ご指摘の状況について明確に把握はしていません。

Q2 それをどれくらい危険であると考えているか？

(回 答)

自転車のながら運転は大変危険な行為だと考えています。

Q3 高校生以下では他人にぶつかってもあやまらずにすぐに逃げていく人が多いという事実を認識しているか？

(回 答)

ご指摘の状況について明確な事実として認識していません。謝罪の有無にかかわらず、人身事故の場合は警察に通報をお願いします。

Q4 市が危険と認識しているのであれば、それにどのような対応を考えているのか？

(回 答)

中高生への交通安全教育の推進について、西宮市では、警察が主となった自転車の安全講習等を実施しています。これに関し、警察からの要望等あれば、必要に応じて市も協力することとしています。

さらなる、中高生への自転車の交通ルールの周知徹底等について、自転車 WEB 検定（市 HP）などを通じて交通ルールの周知に努めています。

また、学生による危険な行為の情報が寄せられた場合は、教育委員会に情報提供し、生徒指導を要請します。

Q5 交差点などでの歩きスマホがどれくらい多いか、どれくらい危ないかと認識しているか？

(回 答)

歩きスマホを行う人がいることは認識しています。歩行中に携帯電話やスマートフォン等を操作することや画面を見ることは、周囲が見えなくなり、事故や事件につながる大変危険な行為です。

Q6 車運転している立場（ドライバー）からみて、歩きスマホはどれだけ危険と思うか？そしてドライバーに加害者になりえるストレスを与えていることについてどう思うか？

(回 答)

自動車を運転している立場（ドライバー）からみて、状況によっては、歩きスマホは十分注意すべき対象であり、事故の原因となる危険な行為であると考えます。

Q7 市が危険と認識しているのであれば、それにどのような対応を考えているのか？

(回 答)

市 HP に「ながらスマホはやめましょう！」を掲載し、マナーの啓発を行い、危険な行為の防止を呼び掛けています。

要望事項：

「スマホ自転車は極めて危険である」を広報する1) - 5)

1) 「スマホ自転車は危ない」というポスター（例えば当方が作成したものでも可だが、下段に西宮市の印字が必要）を作成する。

公共施設や学校（校内と校庭外周）に掲示するように市から要請し、市中の電柱、個人の希望者には配布できるようにする。市と関与する企業団体に積極的にポスターの掲載をお願いする。

2) 「市民だより」に歩きスマホや自転車スマホの危険性を掲載する（条例になれば、禁止条例ができたとのアナウンス）

（回 答）

市HPに「ながらスマホはやめましょう！」を掲載し、マナーの啓発を行い、危険な行為の防止を呼び掛けています。また、警察と協力した自転車安全教室や安全講習等により、自転車の交通安全教育を推進しているほか、街頭活動を実施して自転車の安全利用を広報、啓発しています。今後、SNSなども利用したさらなる啓発も検討してまいります。

3) 西宮市の主要な駅（例えば、阪神西宮、阪神甲子園、阪急西宮北口、阪急夙川、JR西宮）で、「歩きスマホ、自転車スマホは本人にとっても、相手にとっても危険です。スマホ操作は立ち止まって行うというエチケットを守りましょう」を定期的に放送する（もしくは西宮市の放送カーにお願いする）

（回 答）

駅を含めた公共の場所や公共交通機関等における、ながらスマホについて、市HPに「ながらスマホはやめましょう！」を掲載しているほか、街頭活動を実施して、マナーの啓発をしています。今後、SNSなども利用したさらなる啓発も検討してまいります。

4) 市の管轄である、小学校、中学校、高校、大学、専門学校にスマホ自転車の危険性を周知徹底させる講義を繰り返し行ってもらう。ホームルームで例えば「スマホ自転車により高齢者に怪我させた例」を提示して、全員で考える機会を与える（浜脇小学校の例 添付資料2：校長からながらスマホの講習を行ったと父兄に報告）。

（回 答）

学校等へは、警察と協力した自転車安全教室や安全講習等により、自転車の交通安全教育を推進しています。

5) 私の以下のタイトルの投稿文（添付資料3）を一人の市民からということで配布していただく。
「スマホ依存症のあなたに一人としてのエチケットを守ってください」

（回 答）

ご提案の内容を実施することは考えていません。

6) 歩きスマホ、自転車スマホ（年齢制限なし）禁止の条例作成を希望する。

これがなくても上記の1-5を実行できるなら、条例作成は急がない

（回 答）

自転車のながら運転は、兵庫県道路交通法施行細則により、年齢を問わず禁止されています。（2024年5月に成立した改正道路交通法により、車やオートバイと同様に、自転車での交通違反に対して反則金を納付させるいわゆる「青切符」が導入されます。自転車のながら運転など一部の違反については、11月にも改正法が施行され、取締りが強化される見込みです。）歩行者に対しては規制する法令がなく、自転車のながら運転のように取締ることは困難ですので、マナーの啓発等を進めてまいります。

7) 警察から委託を受けた人が、実際に自転車スマホしている人を呼び止めて注意する（とりあえず、阪神西宮駅南から始める）日時限定で警察官が駅周辺の自転車スマホを注意する

（条例がなくても道路交通法違反になったということで可能なら、可及的速やかには実施してほしい）

（回 答）

兵庫県警察では、自転車の悪質・危険な走行の取締りを実施しています。

8) ポスターが西宮市で掲載されて半年後、スマホ自転車が増えないと評価されていなければスマホ自転車については1000円の罰金を設定する。

（回 答）

2024年5月に成立した改正道路交通法の施行後は、自転車の交通違反に反則金が科せられることとなっています。